

【お知らせ】職員・保護者の皆さんへ

令和2年8月21日付けで沖縄県教育委員会より、下記の事項について周知する必要があり、お知らせ致します。今後とも学校、保護者、関係機関と連携し「子供たちの安全を第1」に引き続き適切な対応をお願い申し上げます。

記

1. 教育長メッセージ

「別添資料」を参照して下さい。

2. 沖縄県教育委員会より通知「県立学校の一部臨時休業の解除について」受けての内容

(1) 分散登校等に関しては、昨日の「第18報 臨時休業後の登校について」の通りと致します。

(2) 8月31日以降の対応については、改めて通知します。

(3) 保健管理に関すること

・幼児児童生徒に対し、手洗い、咳エチケット、規則正しい生活習慣、マスクの着用及び身体的距離の確保に努めるよう指導すること(学校・家庭・関係機関等で対応)。

・消毒や3密対策等の各学校の地域の感染レベルに応じた感染症対策を徹底すること。

(学校・家庭・関係機関等で対応)

➡ 現在(8/21時点)の西崎特支は「地域感染レベル 3-①」です。不要不急の外出はさげ、手洗い、消毒等の感染防止対策を引き続きお願いします。

・熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合は、適宜マスクを外す、適切な水分補給を行う活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するなど、熱中症予防に努めること。

(学校・家庭・関係機関等で対応)学校としても感染予防に努めつつ「熱中症」対策を実施し授業を進めていきます。家庭におかれましては、生活のリズムを整えて体調管理に留意し、登校する際に体調面で、気になることがあれば自宅で様子を見て下さい。合わせて学校への連絡もお願いします。

(4) その他

①健康に不安がある幼児児童生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合には、事情を聞いた上で柔軟的に対応します。新型コロナウイルス感染症に関する事情は、出席停止扱いとし、欠席扱いには致しません。

②同居家族が感染し、幼児児童生徒が濃厚接触者又は、その可能性が高い場合は、登校を控え、保健所の指示があるまで自宅等で待機するよう、指導するとともに保護者等にも、その旨依頼すること。尚、その場合は、出席停止扱いとすること。

③健康観察を継続し、幼児児童生徒に風邪症状がある場合は登校しないよう、指導するとともに、同居家族に発熱など風邪症状がある場合も登校を控えるよう、保護者等に依頼すること。尚、その場合は、出席停止扱いとすること。

西崎特別支援学校
校長 又吉 安一
教頭 田港 規剛 ・ 平良 功